道路一時使用届

年 月 日

亀岡市長 様

届出者住所

氏名

囙

連絡先:担当者名

電話番号

下記のとおり、道路を一時使用したいので、届け出ます。なお、道路の一時使用に当たっては、下記条件を尊守します。

記

使 用	目 的							
使用場所	路線名							
	場所							
		名	称	規	模	数	量	
設 置	物件							
使 用	期間							
添 付 書 類 位置図・構造図・現地写真・安全対策図(通行規制図)・その他()

(一時使用をするに当たっての条件)

- 1 通行規制区間(起終点)には誘導看板の設置や交通整理員を配置し、一般車両の誘導を図る
- 2 本一時使用に関し、道路若しくは第三者に損害を与え、又は紛争が生じたときは、現状復旧、 損害賠償等により、届出者の責任において解決する。
- 3 道路管理者が道路の管理上必要があると認めた場合は、設置物件の移転、除去、一時使用の中止に応じる。
- 4 使用期間が満了した場合、又は必要がなくなった場合は、直ちに道路を現状に回復する。
- 5 その他本届出時に道路管理者から付された条件及び指導を尊守する。
- 6 道路を使用するに当たり、<u>亀岡警察署においても道路の使用の許可手続き並びに亀岡消防署</u> に通行制限の実施を必ず連絡すること。

(備考)

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者(届出者が法人である場合は代表者。以下同じ。)が氏名の記載を自署で行う場合又は届出者の本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合においては、押印を省略すること。